

集合住宅の水道料金



問 お客様サービスセンター ☎024-932-7641 (料金関係)

集合住宅などの各戸検針による料金徴収取扱い

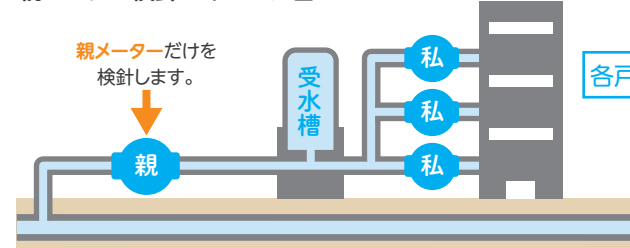
各戸の水道メーターを検針し、料金を徴収します

3階建て以上で、受水槽を設置している集合住宅やビルのうち、次の条件1～3をすべて満たす場合、各戸検針による料金徴収を行うことができます。

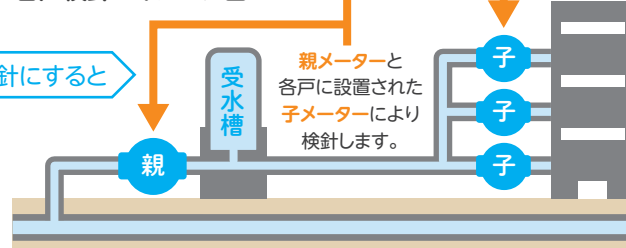
条件

1. 上下水道局の設置基準に適合する給水設備を備え、既存の水道メーターを上下水道局のメーターに交換できる建物である。
2. 水道使用者全員が各戸検針による料金徴収を希望している。
3. 各戸の水道料金は、原則として口座振替により納入する。

親メーター検針のイメージ図



各戸検針のイメージ図



集合住宅などの所有者や管理人の方がこの制度の適用を受けるための手順は、次のとおりです。

手順

1. 適用を受けようとする集合住宅などが上記の条件1に該当するか、市指定給水装置工事事業者(※)に確認を受けてください。
 2. この制度の適用について、水道使用者全員の承諾を得てください。
 3. 手順1・2を行った後、お客様サービスセンターへ申請してください。
 4. 上下水道局が適用可能と認めた場合は、所有者などと上下水道局の間で契約書を取り交わします。
 5. 契約締結後、上下水道局が子メーターを貸与して、各戸検針による料金徴収をします。
- ※市指定給水装置工事事業者一覧は市ウェブサイト(「給水工事」で検索)でご覧いただけます。

集合住宅の水道料金特例制度

水道料金を一般住宅並みに算定します

各戸検針による料金徴収取扱いの適用を受けられない集合住宅で、次の条件1～3すべてに該当する集合住宅にお住まいの方を対象に、各戸のメーター口径を「13mm」とみなし、かつ使用水量を均等とみなして水道料金を算定する特例制度があります。

条件

1. 3階建て以上で、居住するすべての水道使用者が生活用に水道を使用する集合住宅である。
 2. 配水管から直接給水を受ける水道使用者を除き、居住するすべての水道使用者の使用水量が1個のメーターで計量される集合住宅である。
 3. 居住する水道使用者の数が2戸以上で、各戸に給水栓(じゃぐち)が設置されている。
- ※集合住宅の水道料金特例制度を受けるためには、所有者などの申請が必要です。

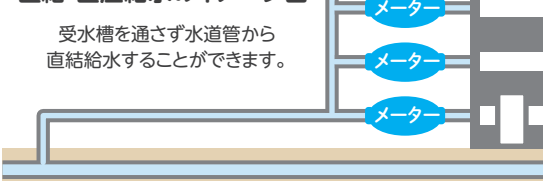
中高層建物への直結給水

水を直接給水します

水道管の水圧が十分得られる地区の3階から10階までの建物については、受水槽を通さずに各戸へ直接給水することができます。

給水の可否に関しては、事前に上下水道局との協議が必要です。

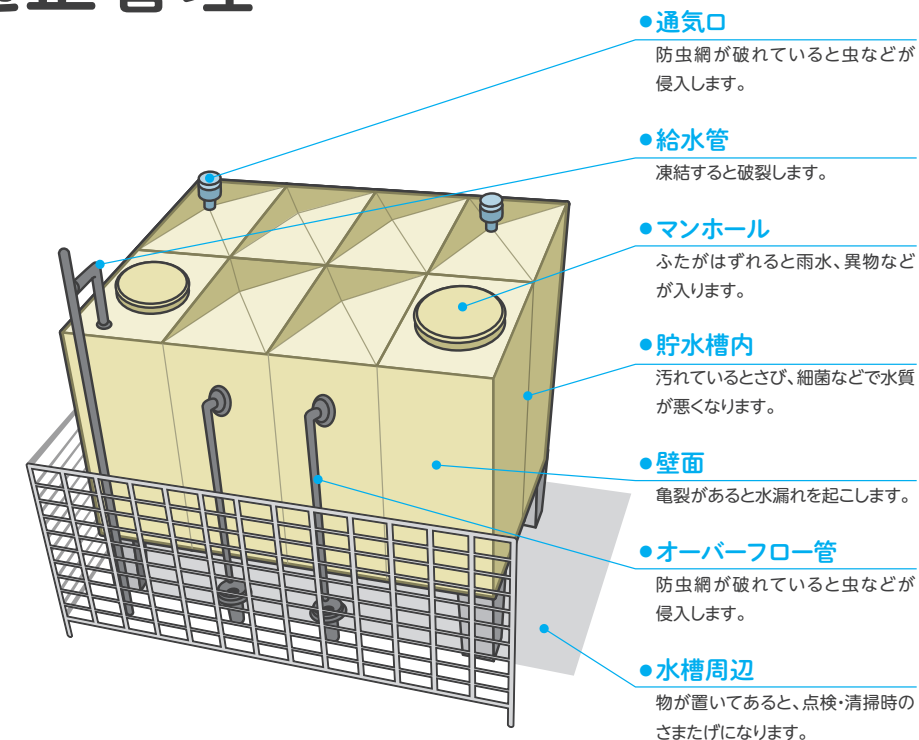
直結・直圧給水のイメージ図



貯水槽の適正管理

受水槽や高架水槽などの貯水槽がある集合住宅などでは、管理不備による水質の悪化や遺物混入を防止するため、貯水槽の定期的な点検や清掃を行うことが必要です。

貯水槽の清掃点検などの管理責任は、建物の所有者(または管理人)にあります。貯水槽を管理する責任者は、入居者が安心して水を使用できるよう、適正な管理をお願いします。

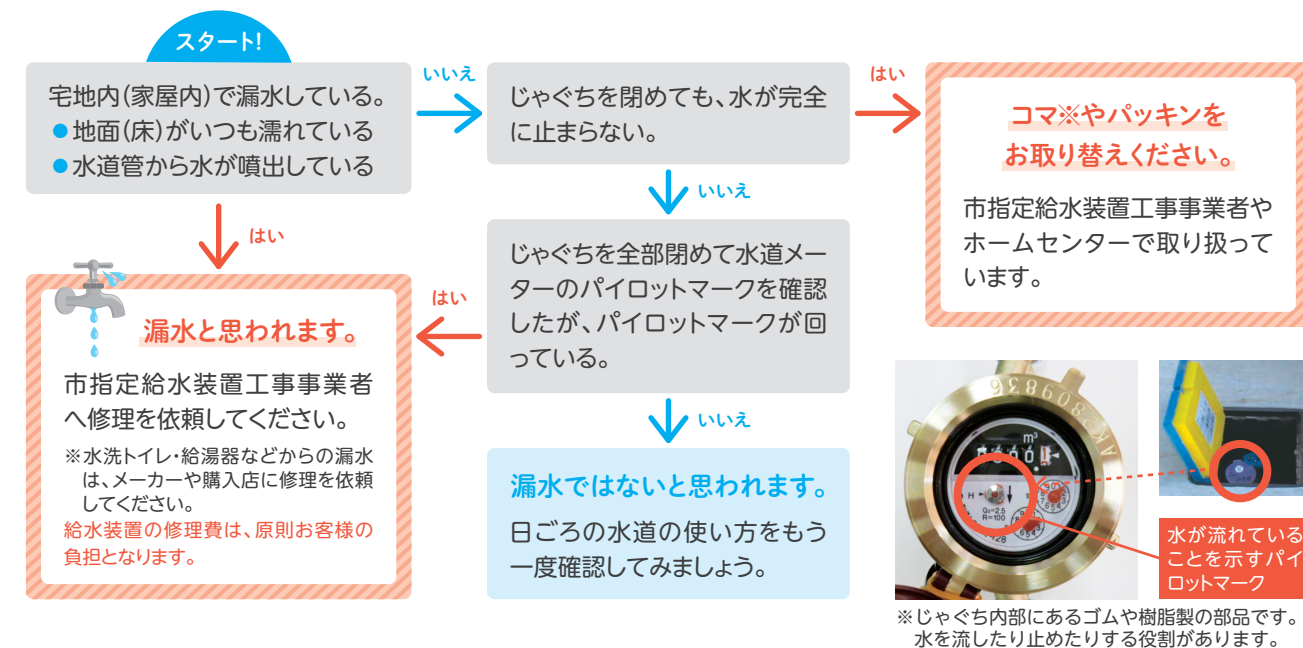


- 通気口
防虫網が破れていると虫などが侵入します。
- 給水管
凍結すると破裂します。
- マンホール
ふたがはずれると雨水、異物などが入ります。
- 貯水槽内
汚れているとさび、細菌などで水質が悪くなります。
- 壁面
亀裂があると水漏れを起こします。
- オーバーフロー管
防虫網が破れていると虫などが侵入します。
- 水槽周辺
物が置いてあると、点検・清掃時のさまたげになります。

水道の漏水確認方法と水道料金の減額

漏水かな?と思ったら...

問 お客様サービスセンター ☎024-932-7641 (料金関係)



漏水時の水道料金が減額される場合があります

漏水したときは、市指定給水装置工事業者に修理を依頼し、修理完了後に事業者から発行される漏水修理証明書を添えて、申込書をお客様サービスセンターに提出してください。上下水道局で定める基準に応じて使用水量を認定し、水道料金が減額される場合があります。

